

新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル審査委員会設置要綱

〔平成27年6月26日〕
〔27小院建第21号〕

（設置）

第1条 新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により新小牧市民病院の建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）を厳正かつ公平に選定するため、新小牧市民病院建設に係る実施設計協力事業者（工事施工候補者）選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 参加表明書等の評価基準の設定に関すること。
- (2) 参加表明書等の審査及び内容の聴取を行い、その結果を小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小牧市民病院副院長
- (3) 小牧市都市建設部長（建設担当）
- (4) 小牧市民病院事務局長
- (5) 新小牧市民病院建設基本設計受託者

3 委員会に委員長を置き、管理者が委員のうちから指名した者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員は、第2条第2号に規定する管理者への報告をもって、解任されるものとする。

（会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員長が特に緊急を要すると認めたものについては、持ち回り審議により議事を決定することができる。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市民病院事務局新病院建設推進室において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

2 この要綱は、第3条第6項に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。